

# LIFE

—組合福利厚生だより—  
名古屋市立大学教職員組合発行



2023年  
No.8

TEL:052-853-8026  
FAX:052-851-9491  
mail:honbu@ncu-union1.jp

新年度が始まりました。

新しい職場、新しい業務、新しい職場環境が始まっていると思います。

皆さんの職場にも新規職員が配属されたでしょうか？

各支部・各部会で新歓を行っており、たくさんの新規職員がなかまになり市大組合は過去最大の組合員数となりました。が、皆さんの労働条件や職場環境を良くするためには、更になかまを増やさなければなりません。

ぜひ、先輩組合員のみなさんから声を掛けてください。

組合で独自に行っている福利厚生の一部を掲載いたします。

資産運用に興味のある方や、保険を検討中の方、慶弔金について、ぜひ声を掛ける際の一助にお使ください。また、先輩組合員のみなさんも再度ご確認ください。

## 組合慶弔金のご案内

組合では独自の慶弔金制度を取り入れています。

下記一覧に該当する項目があれば、組合本部へ申請書の請求をしてください。

※申請は事由発生日において、名古屋市立大学教職員組合の組合員であることが条件。

過去2年遡ることができます。

※パートタイム職員は下表の2分の1の給付額とします。

申請には「組合  
役員の確認」が必要！  
本部・支部役員、支部評議員に  
記名をもらってから、  
本部へ持ち込み、又は文書交換で  
組合本部へ送付ください。

|       |                                |         |
|-------|--------------------------------|---------|
| 結婚給付  | 組合員本人                          | 5,000円  |
| 出産給付  | 組合員本人および配偶者(組合員)               | 5,000円  |
| 死亡給付  | 組合員の配偶者の場合                     | 10,000円 |
|       | 子(養子・継子・死産4カ月以上の子を含む)          | 10,000円 |
|       | 組合員の親の死亡(配偶者の親、養父、養母、継父、継母を含む) | 5,000円  |
| 固有職員化 | 組合員本人が非正規職員から固有職員へ転換           | 5,000円  |
| 無期雇用化 | 組合員本人が有期雇用職員から無期雇用職員へ転換        | 5,000円  |
| 組合加入  | 組合に加入して10年、20年、30年、40年、50年が経過  | 5,000円  |

## 医労連共済のすすめ

医労連とは、病院や診療所、福祉施設などの職場で働く労働者・労働組合でついている、日本で唯一の医療の「産業別労働組合(産別)」です。

医労連が運営する共済は、民間保険会社と違い「利益」を目的とせず「助け合い」の制度です。「安い掛け金で高い給付」を実現しています。ぜひこの機会に見直しや、新規契約をお勧めします!



詳しくは書記局本部まで、  
相談や申請にご対応します

一人暮らしの方向けのリーズナブルなプランからファミリータイプの安心プランまで、ご自身のライフスタイルに合わせてお選びいただけます。満79才まで、家族と共に加入を継続できます。病気死亡で最高2,000万円までの大きな保障です。入院しなくても休業共済金があるので安心です。掛け金は年齢に関係なく一律です。退職後も加入を継続できます。どんなセット共済でも、医療共済上積みで入院1日最高10,000円 病気・ケガ入院1日目から給付 1日だけの入院もOK!

ろうきんは「働くなかまがつくった」「営利を目的としない」「生活者本位に考える」金融機関です。市大教職員組合も出資しています。

## 東海ろうきん (東海労働金庫)

銀行は資金を出している株主の意見を聞いて運営し、利益は利用者ではなく株主に還元していますが、ろうきんは労働組合や生活協同組合の仲間が、お互いを助け合うために資金を出しあい、利用しあって運営しているため、働く人を中心に融資し、働く人の生活の向上ニーズに答えています。

組合を通して連絡をすれば、直接相談をすることができ、そのまま申請もできます。iDeCoだけではなく、NISAや貯蓄、各種ローン等相談に応じます。まずは組合に相談を。



## 税金相談・法律相談 のご案内

組合では組合員の”困った”を解決する



弁護士  
税理士  
社会保険労務士



と顧問契約を結んでいます。

組合員であれば初回相談は無料です。仕事関係だけではなくプライベートでの”困った”事に関する相談を受け付けています。相談内容に関し、秘密は守られます。

## 組合公式LINE



LINE

組合に相談したいけど  
電話や直接行くのは気が引ける...  
そんな方、ぜひLINEから  
相談してみませんか?